

平成30年度から兵庫県が国保の運営に加わりまます

国民皆保険を維持するため、その受け皿となる国民健康保険制度の安定化を目指して、平成30年度から、都道府県が各市町村とともに国民健康保険の財政運営を担います。

加東市を含め、兵庫県下の各市町においては、兵庫県が国民健康保険の財政運営の責任主体となりますが、保険証の交付・国保税の徴収・高額療養費の申請など、国民健康保険加入者のみなさんに直接かわる業務は、これまでどおり市役所の窓口で行います。

今回の制度改正による主な変更

今回の制度改正により、国保加入者のみなさんに直接関係する変更点は、次のとおりです。

被保険者証等の様式

○平成30年4月から、加東市に加え、兵庫県も国保の保険者となります。

被保険者名に兵庫県の記載がある新しい被保険者証は、平成30年12月1日交付日以降分から、また、被保険者証以外の新様式は、平成30年8月1日交付日以降分から適用します。

○国保加入者が県内の加東市以外の市町に住所異動した場合でも、資格取得日は継続されたままになります。

住所異動による資格喪失となるのは『県外転出日』で決定します。
※県内で異動した際の保険証は、各市町で発行するため、今までどおり国保加入手続きが必要となります。

高額療養費の多数回該当

通算方法

1か月の医療費が高額になった場合、加入者の所得に応じて、医療費の自己負担額を一定額(限度額)に抑える制度が『高額療養費制度』です。医療機関での支払額が、過去12か月のうちに4回以上限度額に到達した場合、この限度額は、さらに減額されます。

これまで、県内の市町をまたいで転居した場合、各市町が国保の保険者であったため、高額療養費の該当回数は通算されませんでした。しかし、平成30年度からは、県内の転居で世帯の継続性(家計の同一性)が保たれている場合は、高額療養費の該当回数を通算されるようになります。



問い合わせ
市民生活部保険・医療課(庁舎1階)
☎43・0500

国民年金の手続きを知らせてもらいませんか？

日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の全ての人は、国民年金に加入しなければなりません。

被保険者の種別は職業等により異なります。

自営業者や学生・フリーターなどの方は第1号被保険者、厚生年金に加入している方は第2号被保険者、65歳未満の第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者(年収130万円未満)の方は第3号被保険者です。

本人や配偶者の就職・転職・結婚などの人生の節目には、年金の資格変更の手続きが必要となる場合があります。手続きが遅れると、万が一、病いやケガで障害が残った場合や、亡くなられた場合に、障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取れなくなる場合があります。

手続きを忘れないようご注意ください。
問い合わせ
市民生活部保険・医療課
(庁舎1階)

☎43・0501

	こんなときには手続きが必要です	必要な手続き	手続き先
20歳未満の方	学生やフリーターなど、厚生年金に加入していない方が20歳になったとき	加入手続き(第1号被保険者)	保険・医療課
	第2号被保険者の扶養家族である配偶者が20歳になったとき	加入手続き(第3号被保険者)	配偶者の勤務先
20歳以上の方	第2号被保険者である配偶者の扶養家族になったとき	被保険者種別の切り替え(第1号→第3号)	配偶者の勤務先
	60歳になる前に会社などを退職したとき	被保険者種別の切り替え(第2号→第1号)	保険・医療課
	会社などを退職し、第2号被保険者である配偶者の扶養家族になったとき	被保険者種別の切り替え(第2号→第3号)	配偶者の勤務先
	第2号被保険者である配偶者の扶養家族でなくなったとき(収入が130万円を超えたときや離婚したとき)	被保険者種別の切り替え(第3号→第1号)	保険・医療課

兵庫県内での転居に伴う高額療養費多数回該当の判定(例)

	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平成29年度まで	1回目	2回目	3回目	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目
平成30年度から	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	7回目	8回目

兵庫県内での転居

加東市障害者支援地域協議会委員を募集します

協議会委員の主な業務

- ① 加東市障害者基本計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の策定
- ② ①の計画に基づく施策の点検・評価・検証
- ③ 障害者差別解消法に基づく取り組みの推進
- ④ 障害者の地域生活支援に関する課題についての情報共有と関係機関の連携・支援体制整備のための協議



応募資格

- 次の要件をすべて満たしている方
①平成30年4月1日時点で18歳以上であること

- ② 加東市に住民登録があること
- ③ 市議会議員、国・地方公共団体の職員、市の審議会等の委員でないこと
- ④ 平日の会議に出席できること

募集人数 2人

委員の任期

2018年(平成30年)4月1日から2021年(平成33年)3月31日まで

委員の報酬 日額8,000円

選考方法 書類審査により決定します。

応募期限 3月14日(水)

応募・問い合わせ

〒673-1493 加東市社50
福祉部社会福祉課(庁舎1階)
☎43・0409
電子メール chiki-fukushi@city.kato.lg.jp

マイナンバーカード 休日申請・受取窓口 3月25日(日)8時30分~12時に開設



○マイナンバーカードの取得をサポート中
マイナンバーカード休日申請・受取窓口では、これからマイナンバーカードの交付を申請する方を対象に、必要な書類の作成や、証明写真の撮影をお手伝いしています。この機会にぜひ申請にお越しください。

◆申請手続きに持参いただくもの

1. 通知カード(マイナンバーが記載された紙製のカード)
2. 本人確認書類
 - 1点でよいもの
公的機関が発行した顔写真付きの書類(運転免許証・住民基本台帳カード・パスポートなど)
 - 2点必要なもの
公的機関が発行した顔写真のついていない書類(健康保険証・年金手帳・介護保険証など)
3. 認印(スタンプ印不可)

●カードの受け取りはお早めに

マイナンバーカードの交付申請を、郵送で手続きされた方、または、パソコン・スマートフォンなどで手続きされた方のうち、カードをまだ受け取っておられない方は、市民課までカードの受け取りにお越しいただく必要があります。カードは本人しか受け取れませんので、平日の開庁時間にお越しいただくことが難しい方は、休日受取窓口をご利用ください。

◆カード受け取り時に持参いただくもの

- 左記の『申請手続きに持参いただくもの』の1と2
- 市民課からお届けした回答書つきのハガキ(個人番号カード交付・電子証明書発行通知書兼照会書)

◎住民基本台帳カードをお持ちの方は、返納する必要があるため、必ずお持ちください。

窓口開設場所・問い合わせ 市民生活部市民課(庁舎1階) ☎43-0390